

〔長久手町業務評価票：平成 22 年度業務〕

担当課・係名	福祉課 高齢・介護係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号）154】
第5次総合計画掲載	基本方針（3）基本施策（8） 人がいきいきとつながるまち 高齢者の安心な暮らしと生きがいを支える

業務の名称	長久手町シニアクラブ連合会補助金				
(1) 根拠法令・条例	長久手町補助金等交付規則、長久手町シニアクラブ連合会運営事業費補助金交付要綱				
(2) 積額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	376 (407)	375 (383)	374 (382)	382
(3) 補助率	. . . %（要綱要領で認められる補助率）				
(4) 業務期間	開始した年度	昭和61年	終了（予定）年度	未定	

(5) 業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	長久手町老人クラブ連合会が地域の高齢者福祉向上のために実施する、老人福祉推進事業の活性化を図ることを目的とする。				
②補助対象	補助対象団体：老人クラブ連合会 補助対象者：老人クラブ連合会会員（240,000円+88円×老人クラブ連合会会員数）				
③平成22年度実績	補助実施方法：年度始めに口座へ振り込み、年度末に清算する。 補助件数：1件				
④団体の事業活動 （団体への補助の場合）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康増進・スポーツ活動 (2) 清掃・奉仕活動 (3) 文化・学習活動 (4) 交通安全活動 (5) 環境整備運動 （団体の全事業費 3,738千円、うち補助対象額 374千円、補助金充当率 100.0%）				

⑤成果指標	成果を測る指標	指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	ア				
	イ				

(6) 遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）

<p>(6) 遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）</p>					
--	--	--	--	--	--

(7)評価	必要性	4	老人福祉法第13条に基づき、老人クラブを行う者に対し、適当な補助を行うものである。	総合評価 4
	有効性	4	シニアクラブを通して、生きがいと健康づくりに励み、生活を豊かにすることで、明るい長寿社会を形成することは有効性が高いといえる。	